

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第 130 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

令和 7 年 3 月 28 日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品 (役務) 名

学校施設管理業務委託

(2) 調達物品 (役務) の規格・数量等

学校施設内巡視確認、文書の収受、電話並びに外来者対応

下記履行期間中の 16 時 45 分～18 時 45 分

令和 7 年 4 月 1 日 (火) ～ 令和 8 年 3 月 31 日 (火)

土日祝日、8 月 11 日から 17 日、12 月 29 日から 1 月 3 日は除く。

ただし、学校行事等により業務が行われる場合がある。

(3) 納入期限 (履行期間)

令和 7 年 4 月 1 日 (火) ～令和 8 年 3 月 31 日 (火)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：河北郡内灘町字千鳥台 3 丁目 1 番地

所 属：石川県立内灘高等学校

連絡先：TEL 076-238-5301 FAX 076-238-2931

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 1 日 (火) 8 時 30 分

(2) 提出先

住 所：河北郡内灘町字千鳥台 3 丁目 1 番地

所 属：石川県立内灘高等学校

連絡先：TEL 076-238-5301 FAX 076-238-2931